

令和5年4月1日

戸沢村障害者活躍推進計画

機関名	戸沢村
任命権者	戸沢村長
計画期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日（2年間）
戸沢村における障害者に関する課題	令和3年度障害者任免状況通報により、法定雇用率が未達成であった。このため積極的な採用活動を行い、令和4年11月1日時点では法定雇用率を達成するに至った。定着状況もおおむね順調と考えているが、積極的な採用の実現に向けた更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握
③ワーク・エンゲージメント	当面は在籍している障害者に対するアンケート調査等を実施し、把握に努めたい。
取組状況	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任 イ 役割分担及び各種相談先について、随時更新を行う。
(2)人材面	人事を担当する課長補佐又は係長を障害者職業生活相談員に選定し、特別研修等を活用して障害者職業生活相談員資格認定講習の受講をさせる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	現に在籍している障害のある職員、今後採用される障害のある職員及び在籍中に障害が生じた職員等の能力や環境に応じた職務の選定及び創出について検討する。 障害のある職員から業務についての相談等があった場合は、所属課と相談しつつ、負担なく遂行できるよう職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>ア 新規に採用した障害者については、必要に応じて面接を実施し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>イ 上記措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
その他	
	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

この取組は、村長部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、選挙管理委員会事務部局、農業委員会事務部局、監査委員事務部局における共通した取組みとして位置付け、障害を持つ職員の活躍の推進に関する状況を把握し、改善すべき点について検討し対応していくものとする。